

協同農業普及事業の実施に関する方針のポイント

第1 基本的な考え方

今日的な地域農業の課題を明確にし、地域農業の振興を図るため関係機関との役割分担や連携強化を図り、効率的かつ効果的な推進に努める。

その展開にあたっては、

- ・農業の担い手の技術及び経営に関する課題解決への支援
- ・地域農業全体が抱える課題の解決への支援

に重点化するとともに、新しい技術の開発を行う試験研究機関と青年農業者等の養成を行う農業者研修教育施設との一体的な取組を充実強化する。

第2 普及指導活動の課題

本県の普及事業の展開にあたっては、引き続き『佐賀県「食」と「農」の振興計画』及び国の「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、次に掲げる事項を基本的な課題として取り組むものとする。

- 1 意欲ある担い手の育成
- 2 消費者から選ばれる農産物（商品）づくりとブランド力向上
- 3 人と環境にやさしい農業の推進
- 4 中山間地域農業の振興
- 5 食と農の絆の輪（わ）の拡大

第3 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度かつ多様なニーズ、地域における農業技術・経営に関する課題等に的確に対応するために、農業者に対する普及指導と普及指導活動に関する調査研究を一体的に行う普及指導員を農業改良普及センターに配置するとともに、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援等を担う者を農業技術防除センター専門技術部に専門技術員として配置する。

なお、意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験資格が取得できる配置や普及指導員の養成を目的とした研修の実施等により、普及指導員の計画的な養成に努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮し、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、研修の充実強化等に取り組むとともに、自己研鑽等によって指導に関連する公的資格の取得など自主的な資質向上に努めるものとする。

また、新任普及指導員へのOJTによる資質の向上や経験の浅い普及指導員に対して専門技術員が普及センターと連携し早期育成に努めるものとする。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1. 普及指導活動については、農業の担い手の技術及び経営に関する課題解決への支援、地域農業全体が抱える課題の解決への支援に重点化し、その成果の波及を図る。
2. 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化する。
3. 現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談業務を担う機関として農業改良普及センターを、県の農業振興の基本方向を踏まえ、普及指導員に対する指導並びに県段階における技術対策の立案や総合的な経営・技術指導の調査研究などを行う機関として農業技術防除センター専門技術部を設置する。
4. 普及指導活動の重点化を図るとともに、農業経営を総合的に支援していく観点から、現地の課題解決に当たっては、普及指導協力委員の協力を得るとともに農協等との役割分担を明確にし、連携を図るとともに、経営指導等の分野では民間専門家等を積極的に活用する。
5. 次代の佐賀農業の担い手を確保・育成するため、青年農業者等の研修や学校教育への取り組みを充実する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1. 課題解決の手段として、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金や各種補助事業等を基本計画及び年度計画に位置付け、積極的に活用する。
2. 農業改良普及推進協議会を設置し、普及指導活動に対するニーズを十分把握するとともに、普及指導活動の推進に関する事項について協議・調整を行う。
3. 全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、都道府県間の情報の共有等に努めるものとする。
4. 地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、農業以外の産業に関する企業や研究機関、指導機関との連携の確保に努める。
5. 農業体験学習等の取組を推進する教育機関、市町、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供や相談活動等の協力・支援を行う。